

第 1 2 号議案

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 7 年 2 月 1 0 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

区の窓口を設置された多機能端末機による証明書の交付の申請について規定を整備するとともに、令和 7 年 3 月 1 日から同年 4 月 3 0 日までの間における多機能端末機による証明書の交付の申請に係る事務手数料の額の特例措置を定める必要がある。

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

中野区事務手数料条例（昭和33年中野区条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 令和7年3月1日から同年4月30日までの間に多機能端末機（別表第1の1の項に規定する多機能端末機をいう。）により申請のあった、住所又は居所に関する証明、区税その他諸収入金に関する証明及び印鑑に関する証明に係る事務手数料の額についての同項並びに同表7の項及び10の項の規定の適用については、同表1の項、7の項及び10の項中「200円」とあるのは、「10円」とする。

別表第1の1の項中「民間事業者が設置する」を削り、「及び」を「又は」に、「交付する」を「交付し、又はその交付を申請する」に改める。

附 則

この条例中別表第1の1の項の改正規定は公布の日から、附則に1項を加える改正規定は令和7年3月1日から施行する。